

# 『七家集』と『八家集』

——清代・江戸後期における明末史料叢書の成立と受容——

尹 敏 志

## はじめに

清代禁書政策のピークは、乾隆中後期（一七七二年～一七九五年頃）における『四庫全書』の編纂活動の前後である。その頃の檔案を見れば、各地から政府に上納され禁書となったものの大部分は刊本だが、写本もしくは見られる。その後、禁書単写本はほとんど消えてしまったが、知識人が編纂した明清交替期の史料叢書が流通してゆく。その中には所収書の数によって「一〇家集」と命名される叢書があり、『東明聞見録』『粵游見聞』『也是録』『揚州十日記』等が収録される『七家集』『八家集』『明末十家集』『明季十二家集』等が現存している。しかし、これらの叢書について、いつ成立したかを探る手掛かりはない。

漢籍写本についての従来の研究は、木版印刷術が普及する北宋以前、とくに敦煌・吐魯番文書や日本に現存する古写本に集中している。それに比べて、後世の写本はその数量に見合うだけの注目を集めていない。清代禁書にも写本として伝えられているものがあるにもかかわらず、丁原基<sup>(1)</sup>・岡本さえ<sup>(2)</sup>等の禁書研究はもっぱら刊本に注目して

いる。一方、大木康は、清代鈔本（写本）の重要性を指摘し、錢謙益・金堡・呂留良の禁書が鈔本によって密かに流通したことに注意を促している。<sup>(3)</sup> 王汎森も禁書により刊本の流通が阻害される一方で、写本が一定の範囲内で流通したことを指摘する。<sup>(4)</sup>

「『家集』と命名された明末史料叢書は中国本土だけでなく、日本にも輸入・伝写され、江戸時代の知識人に読まれ、所収書が上梓されたこともある。そのうち最も流行した『八家集』について、先行研究が幾つかある。増田渉は自身で所蔵の写本を検討して、『八家集』には刊本の存在が知られず、中国の叢書の書目にも見えないことから、もともと写本として伝わったのではないかと推測し、文政・天保年間に、その一部の『揚州十日記』『嘉定屠城紀略』が刊行されたこと（自修館合刊本）に言及する。<sup>(5)</sup> 松枝茂夫は内閣文庫蔵写本『八家集』所収の『揚州十日記』『嘉定屠城紀略』のテキストと『明季稗史』『荊駝逸史』道光刊本を比較して、（一）『八家集』本・『荊駝逸史』本、（二）『明季稗史彙編』本という二つの系統に分けた。<sup>(6)</sup> 長澤規矩也は自身で所蔵の『八家集』江戸時代写本三点と自修館合刊本の解題を執筆した。<sup>(7)</sup> 謝国楨は、静嘉堂文庫蔵『八家集』の日本伝写本と北京大学図書館蔵『八家集』写本の内容が同じであると判断した。<sup>(8)</sup> しかし、以上の研究はいずれも概述或いは解題にとどまり、『八家集』諸写本の成立の経緯には踏み込んでいない。

本稿では、日本・中国に現存している『七家集』『八家集』写本を調査したうえで、それらの流通と系譜を明らかにし、さらに、乾隆禁書が清代の文化及び江戸漢学に与えた影響を究明して、政治情勢の変化と禁書の再刊との関係を検討する。

## 第一章 宮内庁書陵部蔵『七家集』写本について

宮内庁書陵部蔵『七家集』（請求記号・四〇二・三三三）についての研究は存在せず、中国で出版された書目にも載せられていない。宮内庁書陵部編『和漢図書分類目録』には、「七家集 八卷 清寫（秘） 四 四〇二 三三三 東明聞見録 行在陽秋 嘉定屠城紀 粵游見聞（明 瞿共美） 求野録（客溪樵隱） 也是録（自非逸史） 揚州十日記（王秀楚）」とあるが、目録のこの記載と『七家集』の実際の所収書の書名と順番は合致していない。

宮内庁本『七家集』は四冊に分かれ、本紙には中国産の白綿紙が使われているが、表紙は日本産の後補茶色艶出表紙である。中身は同じ用紙が使われており、上下単辺、左右双辺、白口、単魚尾、每半葉十行、行二十一字、匡郭内は一七五×一二四ミリで、用紙の罫線の上・下端が匡郭線とはつながらず、約一ミリの空白がある。版心に所収書の書名及び葉数が記される。序跋・圈点・書込等は一切ない。「帝室圖書之章」「秘閣圖書之章」の印があり、徳川幕府の紅葉山文庫に収蔵された後太政官に移管されたことがわかる。<sup>(10)</sup>

第一冊の第一頁の第一行目には「七家集目録」、第二行目には「古吳清白草廬鈔本」とあり、第三行目以降は、「第一冊 東明聞見録／第二冊 行在陽秋上／第三冊 行在陽秋下／第四冊 粵游見聞、求野録、也是録／第五冊 嘉定屠城紀略、揚州十日記」となっている。ところが、現在の分冊を見ると、第一冊『東明聞見録』、第二冊『行在陽秋上』とここまでは同じだが、第三冊『行在陽秋下』、『粵游見聞』、『求野録』、第四冊『也是録』、『嘉定屠城紀略』、『揚州十日記』となっている。目録の分冊のしかたは初期写本のもので、それが伝写或いは改装の際に変えられたの

であろう。筆跡については、①目録と『東明聞見録』『行在陽秋』、②『粵游見聞』『求野録』『也是録』、③『嘉定屠城紀略』『揚州十日記』の三種に分けられる。次に、所収書を簡単に紹介しよう。

(一)『東明聞見録』一卷、著者を記さず。永暦元年(一六四七)から同四年にかけての綱目体史書である。作者(鈔写した人)は永曆朝に仕官していた蘇州府常熟県の人瞿共美である。乾隆四十三年(一七七八)に禁書となった。<sup>(11)</sup>

(二)『行在陽秋』二巻、著者を記さず。隆武二年(一六四六)から永暦十六年にかけての綱目体史書である。作者は蘇州府吳江県の人明遺民である戴笠とされる。<sup>(12)</sup>

(三)『粵游見聞』一卷、「前行人司行人瞿共美記」と題し、弘光元年(一六四五)から隆武二年にかけての綱目体史書である。『軍機処奏准全燬書目』に登録されている。<sup>(13)</sup>

(四)『求野録』一卷、「客溪樵隱編」と題し、永暦十二年から同十六年にかけての編年体史書である。(五)『也是録』一卷、「自非逸史編」と題し、永暦十二年から同十六年にかけての編年体史書である。作者は江西省吉安府の人鄧凱であり、永曆朝の都督同知である。<sup>(14)</sup>

『軍機処奏准全燬書目』に登録されている。<sup>(15)</sup>

(六)『嘉定屠城紀略』一卷、著者を記さず。弘光元年五月から同八月にかけての清軍の嘉定虐殺事件についての日記体史書である。作者は嘉定の人朱子素である。<sup>(16)</sup>

(七)『揚州十日記』一卷、「江都王秀楚記」と題し、弘光元年四月から五月にかけて清軍が揚州で行った虐殺についての日記体史書である。乾隆四十五年(一七八〇)に禁書となった。<sup>(17)</sup>

要するに、『七家集』の所収書はすべて南明の弘光・隆武・永曆朝に関する歴史書であり、作者は南明の官員或いは清軍による虐殺を経験した知識人である。(一)(三)(五)(七)は乾隆年間の禁書目録に記されている。(二)

(四)(六)は禁書目録に登録されたという記事はないが、南明の正朔を奉じる書であることには変わりない。この

ために、清代に『七家集』を閲読・伝写・収蔵することには危険がともなった。ここで注意したのは、(一)(二)(三)の作者が明末清初の蘇州府人だということであり、「古吳清白草廬鈔本」の「古吳」も蘇州府の雅称である。この写本の成立期については、康熙帝の本名「玄燁」、雍正帝の本名「胤禛」、乾隆帝の本名「弘曆」を避けていない。雍正以前の避諱は守られないことも多く、乾隆年間になると非常に厳しくなるとされていること(18)からすれば、乾隆年間より前に蘇州で作られたのであろう。

管見の限り、『七家集』についての清代の閲読記録はなく、清白草廬主人についても不明である。しかし、京都大学人文科学研究所に収蔵される陳均『皇朝編年備要』(請求記号…史1117) 清写本三十卷、三十二冊の匡郭・罫線・空白の様式は宮内庁本『七家集』と全く同じであり、一行はやはり二十一字であり、書口には「清白草廬」、魚尾の上に「皇朝編年」と木版印刷され、魚尾の下にやはり木版で「備要卷第」とある下に肉筆で巻数及び葉数を記している。宮内庁本と京大人文研本と、後者がはじめから版心の書名等が印刷されている用紙を用いている違いがあるが、どちらも同式の用紙の蘇州府清白草廬の写本である。

『皇朝編年備要』は北宋の編年体史書である。卷二の乾德五年の条「儼善推歩星歴」と開宝六年の条「送史館以撰日歴」は「曆」を避けているが、卷八の天禧二年の条「右正言劉燁」は「燁」を避けていない。北宋の年号である「慶曆」について、第十一・十二・十三巻の目録では避諱されずにそのまま「慶曆」と書されているが、本文ではほとんど「慶歴」に変えられているので、避諱は厳密ではなかったが、乾隆以降の写本に間違いない。従って、『皇朝編年備要』が写されたのは『七家集』より遅いことがわかる。なお、「漢唐齋」「馬玉堂」「道光壬辰歲武原馬氏漢唐

齋收藏書籍」等の印が押され、道光十二年（一八三二）に浙江省海塩県の馬玉堂の漢唐齋に入蔵したことがわかる。まとめると、『七家集』は乾隆年間より前に成立し、蘇州府清白草廬主人による伝写本が日本に舶載されたということになる。中国では『七家集』に関する記録がほかに見えないことから、紅葉山文庫旧蔵本の宮内庁本は孤本である可能性が高い。徳川幕府の紅葉山文庫には『刼灰録』『明季実録』など明清交替期の史料の清写本も蔵されている。つまり、当時の幕府では、明清交替についての情報を求めていたのである。

## 第二章 日本現存『八家集』諸写本の検討

明清交替期の歴史書が江戸時代の日本に輸入されることは珍しくなかったが、舶載された唐本はまず長崎で書物改役の調査を経て、多くは徳川幕府あるいは地方の大名の文庫に入ったので、一般の知識人が入手するのは難しかった。寛文二年（一六六二）、京都の学者である黒川玄通は次のように述べている、

一日、書林の田中宣重 來訪し、謂いて曰く「近ごろ明季遺聞なる者有り、商船に附して長崎に來たり、或いは武都の御府に獻ぜられ、或いは達官の文庫に藏さる。我 幸いに求めて一部を得、板に鏤みて廣く行わしめんと欲す。之が爲に訓點せられんことを請う」と。余 開きて之を讀み、其の言簡にして駁ならず、其の事實にして誕ならず、明季の禍亂、清朝の勃興、坐して知るべきなり。<sup>(20)</sup>

『明季遺聞』は鄒漪が著し、明の崇禎初年から南明の滅亡までの始末を記述した。こうした書籍が翻刻されて普及することもあった。『七家集』の場合は紅葉山文庫に入ってから広まらなかったが、『八家集』は伝写されたこと

により日本で普及した。『八家集』は、『七家集』に『呉耿尚孔四王合伝』を加えたものである。『呉耿尚孔四王合伝』は、平西王呉三桂、靖南王耿仲明、平南王尚可喜、定南王孔有徳とそれらの子孫の伝記であるが、作者と成立期は不明である。だが、孔有徳伝の文末に「厥後雲南平」、すなわち康熙二十年（二六八二）に三藩の乱が鎮圧されたことが記されている。

日本現存の『八家集』写本について、筆者は以下の十三点を確認している。このうち、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬は先行研究では扱われていない。

① 樂亭文庫本（請求記号：L23 \* \* B \* 1998 ~ 2003）。五冊、每半葉十行、行二十字。「樂亭文庫」「白河」「桑名」等の印があり、『和刻本明清資料集』第二集に収録される。寛政の改革を行った松平定信（二七五八—一八二九）で有名な白河・桑名藩主松平家の蔵書印である。『東明聞見録』の最後には「辛未の冬至の前の一日、友田成之の爲に録す。書癡時亮<sup>(21)</sup>」という跋があり、友田成之と時亮はいずれも不明だが、文化辛未すなわち文化八年（一八一二）に伝写された。

② 阿波国文庫本（請求記号：L23 \* \* B \* 2004 ~ 2007）。四冊、每半葉十行、行二十字。「阿波國文庫」印があり、明らかに誤写を指摘する校語が朱で記される。徳島藩主蜂須賀家の旧蔵とわかる。

③ 長澤旧蔵本（請求記号：L23 \* \* B \* 1992 ~ 1997）。六冊、每半葉十行、行二十字。蔵書印はなく、朱字の校語がある。現在、①②③はすべて関西大学図書館に収蔵されており、旧蔵者である長澤規矩也は、それらの行款・欠字が同じであることから、同じ底本から転写されたとする<sup>(22)</sup>。

④内閣文庫本（請求記号：2860198）。六冊、每半葉十行、行二十一字。「淺草文庫」「日本政府圖書」「昌平坂學問所」等の印がある。六冊それぞれの末尾には「文化戊辰」印が押されているので、文化五年（一八〇八）に昌平坂學問所に入蔵されたことがわかる。

⑤国立国会図書館本（請求記号：196-128）。五冊、每半葉十一行、行二十字。「榊原政令」「國立國會圖書館藏書」等の印がある。榊原政令は高田藩の藩主である。弘化四年（一八四七）に高田藩校修道館の教官となった東條琴台（一七九一—一七八）<sup>23</sup>が手校を加え、跋文は『八家集』八卷、未だ何人の編述するところなるやを詳らかにせず……皆弘光・隆武・永曆三朝の事蹟を記載す……戊申（一八四八）正月望前の一日、東條耕 謹んで識す<sup>24</sup>と述べる。卷首には校勘に用いた諸本を列挙しており、『八家集』写本二種を記すが、どの系統のテキストなのかはわからない。

⑥静嘉堂文庫甲本（請求記号：四一函二〇架 緑）。五冊、每半葉九行、行二十一字。「鐵硯齋藏」「綠靜堂圖書章」「靜嘉堂藏書」等の印がある。綠靜堂は幕府の儒官杉原平助（生年不詳—一八六八）の別号である。<sup>25</sup>鉄硯齋については不明である。

⑦静嘉堂文庫乙本（請求記号：四一函二〇架 四冊、每半葉九行、行二十一字。「水戸青山氏藏」「佩弦先生手寫」「讀杜草堂」「靜嘉堂藏書印」等の印がある。謝国楨は「佩弦先生手寫」を「拙齋先生手寫」に誤っている。<sup>26</sup>佩弦は彰考館で『大日本史』の校訂にあたった青山延光（一八〇七—一八七二）の号であり、拙齋は彼の父青山延子（一七七六—一八四三）の号である。「讀杜草堂」は明治時代の書物収集家寺田望南の藏書印である。

⑧尊経閣文庫本（請求記号：「尊経閣文庫漢籍分類目録」、九〇六頁）。五冊、每半葉九行、行二十一字。「前田氏尊経閣



圖書記」「楠居室藏書印」等の印がある。楠居室については不明だが、加賀藩主前田家の藏書である。

⑨ 関西大学（以下、関大と略す）内藤文庫甲本（請求記号：「J」\* \* \* 1 \* 1096）。四冊、每半葉九行、行二十一字。「得所託傳印記」「讀我書屋之印」等の印がある。いずれの印主も不明である。

⑩ 関大内藤文庫乙本（請求記号：「J」\* \* \* 4 \* 966）。四冊、每半葉十行、行二十字。「文種堂圖書記」「文種堂」「審（宝の異体字）愛」「有不爲齋」等の印がある。「文種堂圖書記」「審愛」については不明だが、宮内庁書陵部藏南宋刊本『広韻』にも両印が押されている。<sup>(27)</sup>「有不爲齋」は幕末明治期における京都の儒者伊藤介夫の印である。<sup>(28)</sup>⑨⑩は内藤湖南の旧蔵で、現在は関西大学図書館に収蔵されている。

⑪ 関大増田文庫本（請求記号：ほ・六・一三）。四冊、每半葉九行、行二十一字。「善庵圖書」「樂我小室珍藏」「善庵三十年精力所聚」「増田涉文庫」等の印がある。もともと朝川善庵（一七八一—一八四九）の藏書であり、後に増田渉の架蔵するところとなり、現在、関西大学図書館に収蔵されている。朝川の名は鼎、儒者片山兼山の末子、漢学者である。<sup>(29)</sup>

⑫ 宮内庁書陵部本（請求記号：二〇四・六八）。五冊、每半葉九行、行二十一字。「帝室圖書之章」「古賀氏家藏記」（大・小二種）等の印が押されている。後掲の古賀侗庵の旧蔵である。<sup>(30)</sup>

⑬ 佐賀県立図書館本（請求記号：史／雑史〇六）。五冊、每半葉十行、行二十一字。「水竹書房」「大正十年五月 日原田總之助君寄贈」「佐賀圖書館藏書之印」等の印がある。原田總之助は佐賀県の人、号は春景、明治時代の歌学者である。

以上をまとめると、日本現存の江戸時代『八家集』写本は九行二十一字本(⑥⑦⑧⑨⑪⑫)が最も多く、十行二十字本(①②③⑩)がこれに次ぎ、十行二十一字本(④⑬)と十一行二十字本(⑤)もある。誤写を除けば内容は同じで、一つの底本から出ていることが想定される。①の跋と④の入蔵印の存在を考えれば、松枝の指摘のように、文化五年(一八〇八)以前に日本に舶載されたと推定できる。十九世紀以降、『八家集』は伝写により各地に広まっており、諸大名の文庫(①②⑤⑧)に収蔵され、漢学者(⑤⑥⑦⑩⑪⑫)に愛読されている。

### 第三章 『七家集』から『八家集』へ

『七家集』は中国本土では散逸してしまったが、『八家集』は北京大学(以下、北大と略す)図書館(請求記号:SB910.089/032)に清写本一点(その『揚州十日記』は『四庫禁燬書叢刊』史部第七二冊に収録されている)が収蔵されており、内容は日本の『八家集』諸本とほぼ同じである。また、北大本からは『七家集』から『八家集』への変容の痕跡を窺うことができる。

北大本『八家集』は八冊、茶色表紙、每半葉十行、行二十一字、蔵書印は「國立北京大學藏書」のみで、同図書館に入った経緯は不明である。「玄燁」「胤禛」「弘曆」を避けず、全書の筆跡は同一だが、本文の筆跡と異なっている書込が非常に多く、南明朝に関する文字を赤字或いは黒字で丁寧に訂正している。例えば、「永曆」紀年を「順治」紀年に換算し、永曆帝を指す「駕」「上」「帝」「皇上」を「王」に、「朕」を「我」に、「皇后」を「王妃」に、「東宮」「皇太子」を「世子」に逐一改めている。なお、「駐蹕」「朝廷」「乘輿」「御前」「平西王」等を塗抹し、『呉

「歌尚孔四王合伝」の「平西王呉伝」というタイトルの右側に「逆藩」と注する。これらから、北大本『八家集』は乾隆年間より前に成立し、ある読者が文字の獄或いは禁書の圧力を恐れて訂正を加えたものと思われる。

北大本の各冊の表紙には「八家集」と記され、第一・二冊は『東明聞見録』、第三・四冊は『行在陽秋』、第五冊は『粵游見聞』、第六冊は『求野録』、『也是録』、第七冊は『嘉定屠城紀略』、『揚州十日記』、第八冊は『呉耿尚孔四王合伝』と分冊されている。興味深いのは、第一冊の巻首には「七家集目録」があり、その内容が前掲の宮内庁本『七家集』の目録と全く同じである。そして、第三冊の巻首にあらためて「八家集目録」が載せられ、「第一冊 東明聞見録／第二冊 行在陽秋上／第三冊 行在陽秋下／第四冊 粵游見聞、求野録、也是録／第五冊 嘉定屠城紀略、揚州十日記／第六冊 呉耿尚孔四王合傳」となっている。すなわち、「七家集目録」に第六冊として『呉耿尚孔四王合伝』を加えたものが「八家集目録」なのである。おそらく北大本『八家集』の抄録者（もしくはそのもとになった本の抄録者）は初め『七家集』を写していたが、途中で『呉耿尚孔四王合伝』を加え、それにもなつて『八家集』となつたのだろう。

前述の日本現存の『八家集』写本の目録は、いずれも「第一冊 東明聞見録／第二冊 行在陽秋／第三冊 粵游見聞、也是録、求野録／第四冊 嘉定屠城紀略、揚州十日記／第五冊 呉耿尚孔四王合傳」となつていて、北大本の「八家集目録」と相違している。すなわち、日本現存の『八家集』写本は北大本の第二冊である「行在陽秋上」と第三冊である「行在陽秋下」を一冊に合本し、北大本の「求野録」「也是録」の順序を入れ換えたが、他の所収書の順序は同じである。これらの痕跡から、宮内庁本『七家集』（のもとになった本）↓北大本『八家集』（のもとになつ

た本) ↓日本現存の『八家集』諸本という順に成立したことが想定されるが、所収書の内容により検証する必要がある。紙幅の関係上、全書と比較することはできないので、所収書の中で最も顕著な相違が存在している『揚州十日記』をサンプルとして取り上げたい。

以前に拙論で、宮内庁本『七家集』を除く『揚州十日記』現存諸本のテキストを、(甲)『八家集』本・『明末十家集』本・『明季十二家集』本・『明季野史』本の系統、(乙)『荊駝逸史』本の系統、(丙)『明季稗史』本の系統、(丁)神州国光社鉛印本の『揚州十日記』の四系統に分類し、北大本『八家集』よりも、日本所蔵の『八家集』諸本の方が成立が遅いことを指摘した。<sup>(32)</sup>今回、宮内庁本『七家集』本を調査したところ、(甲)の系統に属することを確認した。さらに、『七家集』本には日本現存の『八家集』諸本の誤写がなく、より早期の写本とわかる。

(乙)(丙)(丁)の『揚州十日記』はいずれも五月五日の「閱此當驚惕焉耳」で終わっているが、(甲)はその後に揚州城の守将史可法を非難する三段の跋が見える。これらの跋に本文との直接的な関係はなく、(甲)系統の諸本の第一・第二段はほぼ変わらないが、第三段について、宮内庁本『七家集』には次のように見える(傍線は筆者による、以下同)。

大約維揚百姓、始終死于高傑。崇禎一變、卽肆鴟張、假爭鎮之名、冒擁立之績、虎踞邗溝、而關廂之地、盡爲

瓦礫。及道鄰爲和事老人、即督鎮專務調停、指黃得功抑萬里長城之靖南、指高傑而守狼子野心之叛寇、竟爲安插舊城、遂使故巢春

燕、化爲別宅秋鴻、反客爲主。十餘年名重天下者、乃舉動狼狽至此。(下略)

崇禎十七年(一六四四)到北京が陥落すると、福王は南京で即位して弘光政權が成立した。李自成軍の降将であった高傑は、福王を支持した功績を誇り、その立ち振る舞いは非常に横暴で、揚州城の周辺は彼のために甚だしく破壊を被った。しかし、史可法(道隣)は督師淮揚として揚州に着任してから、黃得功・劉良佐・高傑・劉澤清という江北四鎮の調停を図り、黃得功(靖南伯)を抑圧して高傑(叛寇)を庇い、高傑を揚州の近くの瓜洲(旧城)に駐屯させた。翌年、許定国は睢州で高傑を殺して清朝に投降した。睢州の乱の後、江北四鎮の防御線が崩れ、清軍により揚州は陥落し、城内の守備軍と平民を虐殺した。間もなく、南京も打ち破られ、清軍はその新たな主人(反客爲主)となった。このため、末尾の「名重天下者」とは史可法を指しており、彼の挙動が批判されている。

この跋の文脈は曖昧であり、非常に分かりにくい。このために、宮内庁本『七家集』の抄録者は小字で「道隣」の右側に「即督鎮」、「靖南」の右側に「指黃得功」、「叛寇」の右側に「指高傑」と注しているが、傍線の部分は北大本『八家集』では次のようになっている。

及即督鎮爲和事老人、專務調停、抑萬里長城之靖南、而守狼子野心之叛寇、竟爲安插舊城、遂使故巢春燕、化爲別宅秋鴻、反客爲主。<sup>(33)</sup>

「及即督鎮爲和事老人」では意味が全く通らず、転写の際に「道隣」を「即督鎮」に変えたのは明らかである。目録の変化とあわせて考えれば、北大本『八家集』は宮内庁本『七家集』より遅く成立したのに違いない。そして、

日本現存の『八家集』では、さらに次のように改められた。

及即督鎮和事老人、專務調停、抑萬里長城之靖南、而守狼子野心之指高傑、爲安插舊城、遂使故巢春燕、化爲別宅秋鴻、反客爲主。<sup>(34)</sup>

北大本の「即督鎮」を引き継いだだけでなく、「爲和事老人」の「爲」を削除して、「叛寇」を「指高傑」に取り替えている。おそらく、読者に理解しやすいようにと考えて変えたのだろうが、これも文法的に成立しない。文政年間に齋藤南溟が『揚州十日記』を校勘した際にこれらに気づいて、自修館刊本を次のように訂正した。

及道鄰（○一本嵌「即督鎮」三字）爲和事老人、專務調停、抑萬里長城之靖南（○一本嵌「指黃得功」四字）、守狼子野心之叛寇（○一本嵌「指高傑」三字）、爲安插舊城、遂使故巢春燕、化爲別宅秋鴻、反客爲主。<sup>(35)</sup>

すなわち、齋藤南溟は『揚州十日記』諸本を照らし合わせて、跋の元来の形に戻した。しかも、「一本」とあるのを見れば、校勘する際に、宮内庁本『七家集』或いはその伝写本を参考にしたかもしれない。

要するに、『七家集』『八家集』はいずれも乾隆年間より前に成立し、『七家集』に『吳耿尚孔四王合伝』が加えられて『八家集』となった。文化五年以前に『八家集』は日本に舶載し、伝写の途中でその目録が改められた。その過程で、『揚州十日記』を例に挙げて示したように誤写も生じている。

#### 第四章 江戸後期における『八家集』所収書の出版

管見の限りでは、江戸時代の知識人の『揚州十日記』『嘉定屠城紀略』の読書記録として最も早いのは、大田錦城

(二七六五—一八二五)の『春草堂集』である。文化八年(一八一二)、大田が江戸の墨田で舟遊びをした時に、近藤重蔵が唐本『揚州画舫録』を出すと、大田はその上に「予嘗て王秀楚の『揚州十日記』を読み、胡人の屠戮の酷、淫掠の肆、兵燹焚燬の熾を知る。天慘み地愁い、鬼神亦た之が爲に號哭す。苟も人心有る者之を讀まば、未だ終編に及ばざるに、胸塞がり氣咽び、涕淚先に下らん」と跋した<sup>(36)</sup>。なお、大田は『梧窓漫筆』で、「清人王秀楚カ揚州十日記黃淳耀カ嘉定屠城記畧ナトヲ讀テ、其畏ルヘキ様ヲ知ルヘキコト也」とする<sup>(37)</sup>。その頃、両書はまだ上梓されておらず、大田が読んだのは写本である。その後、『八家集』の所収書は抜き出され、日本で単行本或いは合刊本として出版された。

(一) 駿河採撰亭木活字本

江戸時代における最も早い『八家集』所収書の刊本は、徳田万寿が文政七年(一八二四)に跋した木活字本『揚州十日記』であり、駿河の採撰亭鉄屋十兵衛により出版された<sup>(38)</sup>。柴崎直古、号は採撰亭、通称は十兵衛であり、もと貧しい商人であったが、黒鉄屋という銅鉄業を営み、巨富を積んだ。後に平田篤胤の門に入って国学を習い、その傍ら和歌を学び、そして鉄業を廃して、漢字の木活字を作り、文政四年から出版活動を始めた<sup>(39)</sup>。

採撰亭本『揚州十日記』は每半葉九行、行十九字、巻首に「明 江都王秀楚 記／皇朝 駿河徳田萬壽校」とし、巻末の出版予定書目には、『八家集』の『揚州十日記』『四王合傳』を「一冊、既出」、他の六種を「一冊、嗣出」と注記するが、出版されたのは『揚州十日記』だけらしい<sup>(40)</sup>。徳田の跋では以下のように述べられている<sup>(41)</sup>。

揚人 一城八十餘萬の男女を以て、方に其の陥壞せらるるに當たり、徒らに號泣して顛倒し、眉を低めて首を委せ、鐵質の下に命を授く。ああ、奚ぞ夫の鎖脆辱弱の一に斯に至るや……聊か數言を跋し、懇ろに辨髦の士に告ぐらく、斯の覆轍の蹟を觀れば、庶幾くは宣聖の「文事有る者必ず武備有り」の言云々に警むる有らんことを。文政七甲申冬の十月念五に、珠流河府の徳田萬壽佛助父 祥橘堂の燈の下に書す。<sup>(42)</sup>

徳田は『孔子家語』の「相魯」を引用して、日本が揚州虐殺の教訓をくみ取つて、武備に努めるよう促す。ただし、木活字本の印刷数は一般的に少なく、採撰亭本もおそらくその例外ではない。現存が確認できるのは、関西大學図書館所蔵本（請求記号：「じじ\*＊田\*＊ま」）だけである。押されている「三階迺屋藏書之印」「柏園私印」は、駿河の国学者である新庄道雄（柏園、一七七六一—一八三六）のものである。新庄も柴崎同様に平田篤胤の門に入って国学を修めた。<sup>(43)</sup>

この本には、幾つか朱字の書き込みが残されている。例えば、四月十四日の「督鎮史可法從白洋河失守、踉蹌奔揚州、閉城禦敵」の上に「八十萬の人 手を拱いて屠を放ち、而して一人も能く之に抗う者なし。文弱此に至りて亡びざらんと欲すと雖も、豈に得べけんや。宜なり、朱明の亡ぶや。宜なり、滿朝の廢亡するや。癸卯の秋日に、本堂讀む<sup>(44)</sup>」と記されている。癸卯年は天保十四年（一八四三）であるから、新庄の筆跡ではない。書込は、漢人の文弱のせいで明朝が滅びたのは当然の事象であり、清朝もその故轍を踏んでいるとする。一八四〇年に清国とイギリスの間で勃発したアヘン戦争は、日本の知識人に大きな影響を与え、斎藤馨『鴉片始末』（一八四三）等のアヘン戦争に関する著書が流行していた。<sup>(45)</sup> この情勢から考えれば、これらはアヘン戦争の情報を受けてのコメントだろう。



なお、採撰亭木活字本が駿河で出版されたことは、『八家集』の影響がすでに地方にも及んでいたことを示している。

## (二) 江戸玉巖堂刊本

『呉歌尚孔四王合伝』は前述のように、三藩に孔有徳を加えた四王の伝記である。延宝二年（一六七四）即ち三藩が反旗を翻した翌年、反清の檄文が長崎経由で江戸城に至った時、林鶯峰は「若し夫れ夷が華に變ずるの態を爲す有らば、則ち縦い方域を異にするも、亦た快ならざるや」と述べている。<sup>(46)</sup>しかも、彼が編纂した『華夷変態』には「三藩の乱」の情報が大量に載せられており、中国情勢への関心の高さが窺われる。<sup>(47)</sup>

文政十三年（一八三〇）、江戸の玉巖堂は『八家集』の『四王合伝』と趙翼『皇朝武功紀盛』の「平定三逆述略」との合刊本を上梓した。出版者である太田玉巖は儒学者であり、号は玉巖堂、通称は金右衛門、屋号は和泉屋である。毎半葉十行、一行二十字、校閲者は堤它山とその門人寺田諒である。堤が執筆した序によれば、出版の経緯は次のとおりである。

先儒既に著録有るも、但だ明末清初、崇禎・順治の間の事、間見錯出し、その端緒糅雜なり。若し能く考覈して釐正し、編みて一書と爲さば、或いは以て後昆に貽るべし……是に於いて凡そ此の事に涉る書、苗莠併せて收め、蒐羅して抉剔し、遺漏無きを期す。向に得るところ野乗の一部、八家の私記を哀めて帙と爲す者有り、中に四王合傳と題するは、是れ康熙年間の滇（雲南）・黔（貴州）・閩（福建）・粵（広東）の逆亂を記すなり。梓

して以て之を公にするを圖る有り、余已に之を可として、輒ち校閲を加う。<sup>(48)</sup>

堤它山（一七八三—一八四九）、名は公愷、別号は稚松亭、漢学者である。初め大野藩に仕え、後に江戸に出て、前掲の大田錦城の門に入った。文政十三年からは、江戸の昌平坂学問所で諸生に教授した。<sup>(49)</sup>この序によれば、彼は早くから歴史を研究する志を持ち、明末清初の史料を博搜している。蔵書には「八家の私記」を集めた一帙の叢書があり、その中には『四王合伝』が含まれていて、これを単行本として発刊することになったのである。

玉巖堂本『四王合伝』の巻末で、堤は「原本の簡末に於いて、左崑山（左良玉）の「請誅馬阮疏」及び「請除君側惡檄」の二文を載せ、諸本皆然り。是れ必ず後人 八家の野乘を哀集し、意を以て摺入するなり」と述べている。<sup>(50)</sup>

日本現存の『八家集』写本にはいずれも「寧南侯左良玉擧兵東下請誅馬阮疏」「左寧侯請除君側奸惡檄文」という二文が載せられるが、北大本には見えない。一方、長澤規矩也は玉巖堂本の解題を執筆した際に、『四王合伝』は『八家集』の中では体裁（紀伝体）が唯一独り異なる書であり、各伝末に「外史氏曰」という評語があるとす。<sup>(51)</sup>日本現存の『八家集』諸本は確かにそうであったが、北大本には「外史氏曰」が見えない。したがって、「外史氏曰」は後人の付加であるかもしれない。

以上のように、玉巖堂本は『八家集』の江戸時代写本をもとに書写し、上梓した可能性が高い。玉巖堂が『四王合伝』を出版したのは、江戸後期の知識人の間で清の事情への理解を深めたいという要求が高まっていることに基づき、利益を得ることができると見込んだのであろう。

(三) 江戸自修館刊本

文政末年、齋藤南溟（二八〇—一八五五）が『揚州十日記』『嘉定屠城紀略』に訓点と批語を加え、天保五年（一八三四）に江戸の須原屋茂兵衛等の書林より自修館本を出版した。刊記には「南溟齋藤先生校定／八家集／自修館藏」と記され、題言にも「十日記、屠城紀略、先に成して以て授梓し、其の餘は將に嗣刻せんとす<sup>(52)</sup>」とあるが、他の六種は結局出版されなかった。自修館本が『八家集』の普及に貢献したであろうことは、多くの図書館に収蔵されていることからわかる。<sup>(53)</sup>

自修館本は毎半葉九行、行二十一字である。遠藤鶴洲（二七八九—一八五二）の序は、明清交替期に「學者多くは文・武を以て歧と爲し、當世の務に達せず、豫備の策を知らず、宜なり其の用を爲さざるや」と指摘し、この書を刊行したのは、「治に亂を忘れざる意を寓<sup>(54)</sup>」したのだとする。そして齋藤南溟の題言は、次の通りである。

十日記を読み、揚民難を被るの状を觀れば、則ち恐懼儆戒し、以て驕恣の心を抑うべし。屠城紀略を読み、侯（嗣會）・黃（淳耀）諸人の義に赴くの状を觀れば、則ち勇奮を激發せしめ、以て柔懦の氣を勵ますべし。東明聞見録、行在陽秋、粵游見聞、也是録、求野録、皆隆武以後の王室の播遷、忠臣烈士の殉難・死義の事を記し、以て扼腕すべく、以て流涕すべき者なり。<sup>(55)</sup>

遠藤、齋藤、そして後序を書いた榊原敬文とはいずれも紀州藩に関係がある。遠藤は江戸で生まれ、江戸藩邸内の明教館の督学を務めた。齋藤はその高弟であり、幕府の儒職に採用された。<sup>(56)</sup> 齋藤の注には、前述の（甲）系統の『揚州十日記』の史可法を非難する跋に反論し、史可法を模範として忠誠を提唱する目的が浮き彫りにされている。<sup>(57)</sup>

また、榊原は明の滅亡にもかかわらず朱氏を思う者がなお多いことに賛嘆し、崇禎帝とその臣下が毅然として国に殉じたから、君相の仁義が人民を感化したのだと述べる。<sup>(58)</sup> いずれも『八家集』の教化的な意味を強調しているのである。

もう一つの序の作者である古賀侗庵は、清軍が元軍よりも酷く、「西土」の治乱は日本の鑑戒（戒めとすべき手本）となると指摘している。<sup>(59)</sup> 古賀は佐賀藩士であり、父精里の跡を襲って昌平坂学問所に出仕した。眞壁仁によれば、古賀は「中華」の条件を道徳と軍事の両方での卓越と捉え、華夷秩序観に対して批判的であり、現実の清朝は聖人の国ではないとして、呼称にも文化的な中心を表す「中国」ではなく「西土」や「支那」を用いていた。<sup>(60)</sup> 古賀は前掲の『八家集』写本<sup>(12)</sup>の収蔵者であり、彼の『読書矩』には、天保十年（一八三九）の夏、門生たちが彼に読書の法を問うたので、約三百点の漢籍と国書を「入門之学」「上堂之学」「入室之学」に分けて目録を作り、『八家集』を「上堂之学」に加え、初学者に明清の史書の必読を求めるとは、古にこだわるあまり今に通じないという風であってほしくないからだといふ。<sup>(61)</sup>

なお、嘉永五年（一八五二）出版された『侗庵筆記』には、明清交替期の稗史の閲読を勧める理由を次のように説明する、

予嘗て明史に載せる所の事の滿清に關する者筆を曲ぐるに太甚だしく、全く信するに足らざるを病む。而して明末清初の稗説・野乘、反つて其の實を得る者有り。古は正史信すべく、而して稗史は據るに足らずとす。

今や稗史翻つて信すべくして、而して正史は殊に信するに足らず。世道の江河下ること此れに至るは慨くべき

なり。因りて會萃して一叢書を成さんと欲するも未だ暇あらず、姑く嘗て一見せる者を録すること左の如し。そして『明季遺聞』『中興偉略』『八家集』『三藩紀事本末』『翅灰録』等の十九種の書名を並べている。<sup>(62)</sup>眞壁仁は、古賀侗庵の『読書矩』には『八家集』が挙げられていることに注意し、江戸時代における『八家集』の受容に言及した。古賀の西土観には、『嘉定屠城紀略』『揚州十日記』に記された明清交替期の清軍の残虐行為が深く刻みつけられている、と指摘する。<sup>(63)</sup>さらに、『侗庵筆記』から見れば、古賀は清政府が編纂した『明史』の満清に関する記録では真相が甚だしく歪曲されており、むしろ稗史のほうが信じるに値する、としている点にも注目すべきである。古賀は歴史記録そのものの真実性という点から、各種の明清交替期の稗史に関心を寄せた。しかも、古賀は昔の中国の正史の信頼性は稗史より圧倒的に高かったが、今の正史の信頼性はもはや稗史に劣るといふ。言いかえれば、明清交替の後、正史の権威性は失われ、清朝に支配された中国の道徳・文化は日々に衰えており、もう昔の「中華」ではない、と暗示している。

### おわりに

以上の検討から、明末の史料叢書である『七家集』と『八家集』が一つの系統を成すこと、そして、清代・江戸後期におけるその受容の形態が明らかになった。

『七家集』に収められる七点の明清交替期に関する著述は、いずれも清朝と対立する視点から著されており、そのうち四点が乾隆後期に禁書書目に登録された。宮内庁書陵部に収蔵されている蘇州府清白草廬の伝写本は乾隆年間

より前に成立し、日本に舶載されたが、『七家集』は中国の蔵書書目に見えず、その伝写本は中国側では失われたようである。北京大学図書館蔵『八家集』清写本には「七家集目錄」と「八家集目錄」が見え、『七家集』に『呉耿尚孔四王合伝』が加えられて『八家集』となったことがわかる。北大本は乾隆年間より前に成立したが、後に南明に關する文字が読者によって訂正されている。文化五年（一八〇八）以前に『八家集』は日本に舶載され、各地に普及し、漢学者や国学者に注目された。現存している日本所蔵『八家集』写本は十三点あり、一つの底本から出ていることが想定されるが、宮内庁本『七家集』（のもとになった本）↓北大本『八家集』（のもとになった本）↓日本現存の『八家集』諸本という順に成立した可能性が高い。

江戸後期に至ると、『八家集』の所収書が出版された。まずは文政七年（一八二四）に徳田万寿が跋した木活字本の『揚州十日記』であり、駿河の採撰亭鉄屋十兵衛により出版された。印刷数は少なかつただろうが、『八家集』が地方にも広まっていたことがわかる。次に、文政十三年、江戸の玉巖堂は『四王合伝』を抜き出して、趙翼『皇朝武功紀盛』の「平定三逆述略」と合刊した。

文政末年、斎藤南溟が『八家集』の『揚州十日記』『嘉定屠城紀略』に訓点と批語を加え、天保五年（一八三四）に江戸自修館から出版した。序跋の作者はいずれも江戸在住の漢学者であり、遠藤鶴洲・斎藤南溟・榊原敬文等の紀州藩士は『八家集』の教化的な役割を重視していた。一方、佐賀藩士である古賀侗庵は清軍の残酷さを強調し、「西土」の治乱は対岸にある日本の鑑戒となると指摘している。古賀の『読書矩』『侗庵筆記』の『八家集』に関する議論によれば、彼は清朝が編纂した歴史に不信感を抱いており、正史よりも明清交替期の稗史の真实性を重視し

ている。正史は信頼できないとし、清朝に支配された中国にもはや文化的優越性を認めていない。

以上のように、『七家集』『八家集』の成立・流传・出版に注目することで、従来重視されてこなかった清代禁書写本の受容の歴史に光を当てることができる。後に、『八家集』に『幸存録』『続幸存録』等の乾隆禁書を加えて『明末十家集』『明季十二家集』等が作られた。それは清末の知識人だけでなく、清朝宗室である盛昱にも読まれていた。これらの問題については、別稿に譲りたい。

## 註

- (1) 丁原基『清代康雍乾三朝禁書原因之研究』、華正書局、一九八三年。
- (2) 岡本さえ『清代禁書の研究』、東京大学出版会、一九九六年。
- (3) 大木康「明清両代における鈔本」、『明代史研究会創立三十五年記念論集』、汲古書院、二〇〇三年、五三七～五五八頁。
- (4) 王汎森『権力的毛細管作用・清代的思想、学術与心態』、聯経出版事業、二〇一四年、四九三頁。
- (5) 増田渉『古書雑談(三)』、『大安』第一〇巻第一〇号、一九六四年、十七頁。
- (6) 松枝茂夫訳『蜀碧・嘉定屠城紀略・揚州十日記』、平凡社、一九六五年、二二六～二四一頁。
- (7) 長澤規矩也解題、『和刻本明清資料集 第一集』、汲古書院、一九七四年、五頁。長澤規矩也解題、『和刻本明清資料集 第二集』、汲古書院、一九七四年、一頁。
- (8) 謝国楨『增訂晚明史籍考』卷二三、上海古籍出版社、一九八一年、一〇一九頁。初版は一九三三年である。
- (9) 宮内庁書陵部編『和漢図書分類目録』下、宮内庁書陵部、一九五三年、一〇三二～一〇三二頁。
- (10) 福井保『内閣文庫本考証』、青裳堂書店、二〇一六年、三六二頁。
- (11) 「江蘇巡撫楊魁奏呈統繳違礙書籍單」、中国第一歴史檔案館編『纂修四庫全書檔案』、上海古籍出版社、一九九七年、八三九頁、『東明間見録』一部、二本。抄本。明瞿共

美記。」

- (12) 謝国楨『增訂晚明史籍考』卷二一、五三八～五三九頁。
- (13) 『軍機処奏准全燬書目』、姚觀元編・孫殿起輯『清代禁燬書目清代禁書知見録』、商務印書館、一九五七年、八三頁。
- (14) 朱希祖『明季史料題跋』、中華書局、二〇一二年、四八～四九頁。
- (15) 『軍機処奏准全燬書目』、七五頁。
- (16) 謝国楨『增訂晚明史籍考』卷一四、六六〇～六六三頁。
- (17) 雷夢辰『清代各省禁書彙考』、書目文獻出版社、一九八九年、六四頁。
- (18) 陳垣『史諱举例』、中華書局、一九六二年、一六八～一九九頁。
- (19) 大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』、同朋舎、一九八四年、八五～九九頁。
- (20) 黒川玄通跋、鄒漪『明季遺聞』、寛文二年跋田中清左衛門刊本、「一日、書林田中宣重來訪、謂曰「近有明季遺聞者、附商舶而來長崎、或獻武都之御府、或藏達官之文庫。我幸求得一部、欲鏤板廣行于世、請爲之訓點。」余開讀之、其言簡而不駁、其事實而不誕、明季之禍亂、清朝之勃興、可坐而知也。」
- (21) 『和刻本明清資料集 第二集』、二九頁、「辛未冬至前一日爲友田成之録。書癡時亮。」
- (22) 長澤規矩也解題、『和刻本明清資料集 第二集』、一頁。
- (23) 朝倉治彦監修『江戸文人辞典』、東京堂、一九九六年、二六五頁。
- (24) 東條耕跋、『八家集』、国立国会図書館蔵江戸時代写本、『八家集』八卷、未詳何人之所編述……皆記載弘光・隆武・永曆三朝之事蹟……戊申正月望前一日、東條耕謹識。」
- (25) 朝倉治彦監修『江戸文人辞典』、二二二頁。
- (26) 謝国楨『增訂晚明史籍考』卷二三、一〇一九頁。
- (27) 宮内庁書陵部蔵漢籍研究会編著『図書寮漢籍叢考』、汲古書院、二〇一八年、九九～一〇〇頁。
- (28) 中野三敏編『近代蔵書印譜 初編』、青裳堂書店、一九八四年、八頁。
- (29) 増田渉『古書雑談(三)』、一七・二〇頁。
- (30) 宮内庁書陵部編『和漢図書分類目録』下、一〇三五頁。
- (31) 松枝茂夫訳『蜀碧・嘉定屠城紀略』揚州十日記』、二三七頁。
- (32) 尹敏志『揚州十日記』の清末・民国期における受容、『史林』第一〇四卷第二号、二〇二二年、三二六～五六頁。
- (33) 『揚州十日記』、『四庫禁燬書叢刊』史部第七二冊、北京



出版社、二〇〇五年、一九七頁。

(34) 樂亭文庫本は、「及卽督鎮和事者人、專務調停、抑萬里長城之靖南、而守狼子野二之指高傑、爲安插舊城、遂使故巢春燕、化爲別宅秋鴻、反客爲主」とし、「老人」を「者人」に、「野心」を「野二」に誤っている。『和刻本明清資料集第二集』、一一一頁。

(35) 『和刻本明清資料集第一集』、二二五頁。

(36) 大田錦城『春草堂集』卷一五・題揚州画舫錄後、育徳財団、一九三八年、「予嘗讀王秀楚揚州十日記、知胡人屠戮之酷、淫掠之肆、兵燹焚燬之熾。天慘地愁、鬼神亦爲之號哭。苟有人心者讀之、未及終編、胸塞氣咽、涕淚先下。」

(37) 大田錦城『梧窓漫筆』卷下、文政六年和泉屋金石右衛門刊本、二六頁。

(38) 長澤規矩也『和刻本漢籍分類目錄』、汲古書院、一九七六年、七五頁。

(39) 中村秋香「名なし草・黒鉄屋の話」、『不盡酒舎遺稿』、前川文栄閣、一九一一年、二七七頁。笹野堅「探撰亭木活字板に就いて(一)」、『本道楽』第七号、一九二六年、八〇一頁。笹野堅「探撰亭木活字板に就いて(下)」、『本道楽』第八号、一九二六年、九〇一頁。笹野堅「探撰亭木活字板に就いて」追記、『本道楽』第九号、一九二七年、

八頁。

(40) 長澤規矩也『函書学参考図録』第三輯、汲古書院、一九七七年、八七〇八八頁。「駿府江川町書林探撰亭鐵屋十兵衛直古 謹白、僕家近歲働清人聚珍板、命木工雕手新製眞字假名字、欲使彼琅環・二酉、于世稱未曾有之珍册奇書者、遍供好士之覽。茲獲數部、將陸續印揚・發兌、豫揭列其目如左。八家集、駿府渤海徳田先生校訂。目次、東明聞見録、一册、嗣出。行在陽秋、一册、嗣出。粵游見聞、一册、嗣出。也是録、一册、嗣出。求野録、一册、嗣出。嘉定屠城紀略、一册、嗣出。揚州十日記、一册、既出。四王合傳、一册、既出。」

(41) 長澤規矩也『函書学参考図録』第三輯・解説、一八頁。

(42) 徳田万寿跋、『揚州十日記』、関西大学蔵江戸時代木活字本、「揚人以一城八十餘萬之男女、方當被其陷壞、徒號泣顛倒、低眉委首、授命鐵質之下。噫、奚夫鎖脆孱弱之一至于斯矣……聊跋數言、懇告辨髦之士、觀斯覆轍之蹟、庶幾有警於宣聖「有文事者必有武備」之言云。文政七甲申冬十月念五、珠流河府徳田萬壽佛助父書于祥橘堂燈下。」

(43) 笹野堅「探撰亭木活字板に就いて(一)」、十頁。

(44) 「八十萬人拱手放屠、而無一人能抗之者、文弱至此、雖欲不亡、豈可得哉。宜矣、朱明之亡也。宜矣、滿朝之廢亡

也。癸卯秋日、本堂讀。」

(45) 増田涉『西学東漸と中国事情』、岩波書店、一九七九年、六六―七二頁。梁紫蘇「試論『海国図志』对近代日本の影響」、松浦章編著『近代東亞海域文化交流史』、博揚文化事業有限公司、二〇二二年、二四八頁。

(46) 林春勝・林信篤編『華夷変態』巻一・華夷変態序、東方書店、一九八一年、一頁、「頃聞吳・鄭檄各省、有恢復之舉、其勝敗不可知焉、若夫有爲夷變於華之態。則縱異方域、不亦快乎。」

(47) 林春勝・林信篤編『華夷変態』巻二、五三―六〇頁。浦廉一によれば、呉三桂檄は現存する中国史料にその全文は記載されていないという。光緒三十二年に、宋教仁等の中国留学生は『華夷変態』から呉三桂檄等の十八篇の反清文献を選択して、東京で『華夷変態』鉛印本を出版し、中国に逆輸出した。郭陽「清末留学生と漢文本『華夷変態』の刊行」、『中国研究月報』第六八巻第九号、二〇一四年、一―十三頁を参照。

(48) 『和刻本明清資料集 第一集』、二四四頁、「先儒既有著錄、但明末清初、崇禎順治間事、間見錯出、端緒糅雜。若能考覈釐正、編爲一書、或可以貽後昆矣……於是凡書涉此事、苗秀併收、蒐羅扶剔、期無遺漏焉。向所得有野乘一部、

袁八家私記爲帙者、中題四王合傳、是記康熙年間滇黔閩粵之逆亂也。有人圖梓以公之、余已可之、輒加校閱。」

(49) 朝倉治彦監修『江戸文人辞典』、二五八―二五九頁。

(50) 『和刻本明清資料集 第一集』、二六四頁、「原本於簡末、載左崑山「請誅馬阮疏」及「請除君側惡檄」二文、諸本皆然。是必後人袁集八家野乘、以意攙入也。」

(51) 『和刻本明清資料集 第一集』、七頁。

(52) 『和刻本明清資料集 第一集』、二二六頁、「十日記、屠城紀略、先成以授梓、其餘將嗣刻。」

(53) 例えば、京都大学人文科学研究所・東京大学東洋文化研究所・静嘉堂文库・蓬左文库・宮内庁書陵部・関西大学図書館・東北大学附属図書館・愛媛県大洲市立図書館等に蔵本がある。

(54) 『和刻本明清資料集 第一集』、二二三頁、「學者多以文武爲歧、不達當世之務、不知豫備之策、宜其不爲用也。齋藤大海有感于此、刻此書以寓治不忘亂之意、其志可謂厚矣。」

(55) 『和刻本明清資料集 第一集』、二二六頁、「讀十日記、觀揚民被難之狀、則恐懼儆戒、可以抑驕恣之心。讀屠城紀略、觀侯・黃諸人赴義之狀、則勇奮激發、可以勵柔懦之氣。東明聞見錄、行在陽秋、粵游見聞、也是錄、求野錄、皆記隆武以後王室播遷、忠臣烈士殉難死義之事、可以扼腕、可

以流涕者也。」

(56) 朝倉治彦監修『江戸文人辞典』、七一・一七七頁。

(57) 『和刻本明清資料集第一集』、二二六頁、「王秀楚論可法專務調停以誤國事。秀楚揚人、苦淫淫毒、怨入骨髓、故所論如此。雖然、是安知可法之心哉。夫可法志在王室、與諸鎮并力協心、以圖恢復。傑雖淫毒、其材可用。北虜未滅、遽誅之、是斷一臂也。故以誠感之、以充其用、非專務調停也。故其爭揚州也、慰撫之。與有功有隙也、和解之、勉以大義、令之感激、以竭力王事。傑遂感其誠、圖恢復。清屢以書招傑、傑不從、乃沿河築牆、專力備禦。又具疏請以重兵駐歸洛、聯絡河南總兵許定國、以冀中原、進取之志甚銳。可法駕馭、可謂得其宜也。方此時、福王昏弱、士英弄權、可法所謀、萬事瓦裂。予每讀史至此、未嘗不切齒扼腕、以痛當時也。秀楚之論、雖不足為可法輕重、然沒其忠貞之名、負之以誤國之罪、可謂誣矣。今節略『南疆逸史』、令讀者知可法節義一端（下略）。」

(58) 『和刻本明清資料集第一集』、二四二頁、「而人民之思朱氏如彼、何也。心常以為惑。聞讀明史、及至崇禎殉國諸臣列傳、然後釋然知其故。蓋崇禎君臣激之也。」

(59) 『和刻本明清資料集第一集』、二一四・二一五頁、「(清)五六十載間、芟薙之慘浮于元、其所殺必多於元也……裁屠

一城、而誅斬百萬、則以浩浩天下、統而數之、必不下二十萬也……此編收在八家集、自餘七家、亦皆直書時事、在西土已為祕笈、清舶齋來、流傳未廣。」西土為我對岸之邦、故其治忽、自古視為鑑戒。」

(60) 眞壁仁『徳川後期の学問と政治』、名古屋大学出版会、二〇〇七年、二四八～二五〇頁。

(61) 古賀侗庵『読書矩』、『学範』、京都大学附属図書館蔵江戸末期写本、一・三頁、「平井・石井二子問讀書之法於予、予爲作『讀書矩』以贈之。略去法程、使之得有所據依持循、以進乎學。孔子曰、「梓匠輪輿、能與人規矩、不能使人巧。」巧與不巧、則存乎二子。二子勉旃。乙亥季夏、侗菴劉煜識。史記、漢書、……資治通鑑、後漢書、晉書、南史、北史、續通鑑(薛應旂)唐書、右入門之學。新唐書、五代史、……明史紀事本末、三朝實錄採要、八家集(予所以責初學之士、以必讀明清史乘者、不欲其泥古而不通今也)日本史、逸史……右上堂之學。」

(62) 『侗庵筆記』卷上・明史曲筆、『影印日本隨筆集成』第十輯、汲古書院、一九七九年、三六頁、「予嘗病明史所載事關滿清者曲筆太甚、全不足信。而明末清初之稗說野乘、有反得其實者。古者正史可信、而稗史不足據。今也稗史翻可信、而正史殊不足信。世道之江河下至此、可慨也。因欲會

萃成一叢書而未暇、姑錄嘗一見者如左。明季遺聞、啓禎野乘、萬曆三大征考(下)、剿奴撮議、毛將軍海上情形、中興實錄、中興偉略、明季遂志錄、南疆逸史、八家集(東明錄、行在陽秋、粵游見聞、也是錄、求野編、嘉定屠城紀略、揚州十日記、四王合傳)、三藩紀事本末、甲申傳信錄、刼灰錄、明末五小史、明季南略、明季北略、幸存錄、南疆譯史勘本、稗史彙編。」

(63) 眞壁仁「徳川儒学思想における明清交替——江戸儒学

界における正統の転位とその変遷——」、「北大法学論集」第六二卷第六号、二〇一二年、七四〜七七頁。

〔付記〕本研究は三島海雲記念財団令和三年度学術研究奨励金による研究成果の一部である。

(京都大学大学院文学研究科博士課程修了)

復旦大学文史研究院博士後)

of arguments was carried on by later generations.

However, a different line of argument emerged in the later period of the Northern and Southern Dynasties. Buddhist shaving advocacy at the time was not monolithic, with individual Buddhist monks confronting shaving critics separately. Many of them intentionally quoted precedents from the Huaxia world in their defense of shaving, which was a characteristic of Buddhist shaving advocacy at the time.

This is not to say that the criticism of Buddhist shaving disappeared. The Emperor Wu of the Northern Zhou promoted the suppression of Buddhism. Although he accepted the study of Buddhism in the Tongdao Guan 通道觀 temple, he disapproved of shaving. Shi Dao'an 釋道安 opposed this, and Fan Pukuang 樊普曠 tried to persuade the Emperor Wu, but the situation did not change, and even the Emperor Tianyuan (*Tianyuan huangdi* 天元皇帝), who tried to revive Buddhism, disapproved of shaving. It was challenging to break the criticism of Buddhist shaving based on the *Xiaojing* during the Wei, Jin, and Southern and Northern Dynasties. Thus, with the insistence of Buddhists at the time on shaving their hair, we can see a point of conflict between traditional Chinese culture and Buddhist culture.

*The Seven Jia Collection and Eight Jia Collection:*

The Formation and Reception of the Late Ming Historical Documents  
during the Qing and Late Edo Era

YIN Minzhi

*The Seven Jia Collection* (*Qijia ji* 七家集) contains seven historical documents of the late Ming, all of which were written from a perspective conflicts with the Qing dynasty, four of them were forbidden in Qianlong 乾隆 era. *The Qingbai Caolu* 清白草廬 manuscript collected in Kunaicho Shoryo-bu 宮内廳書陵部 (the Archives and Mausolea Department, the Imperial

Household Agency) was compiled before Qianlong era and then imported to Japan, which was lost in China. According to the Qing manuscript of *the Eight Jia Collection* (*Bajia ji* 八家集) in the Peking University Library, it was compiled by adding *the Biographies of Four Kings* (*Siwang hezhuan* 四王合傳) to *the Seven Jia Collection*. Before 1808, *the Eight Jia Collection* was imported to Japan, attracting the attention of Sinology (*kangaku* 漢學) and Japanese classical (*kokugaku* 國學) scholars. There are 13 existing manuscripts of *the Eight Jia Collection* in Japan, all derived from a single source. By comparing the catalogs and texts of the manuscripts, it is highly likely that exist the formation order of firstly *the Seven Jia Collection* of Kunaicho Shoryobu, secondly *the Eight Jia Collection* of Peking University Library, and lastly manuscripts of *the Eight Jia Collection* in Japan.

In the late Edo Era, the books contained in *the Eight Jia Collection* were published three times. The first was the wooden type version of *the Ten Days of Yangzhou* (*Yangzhou shiri ji* 揚州十日記) by Saisentei Tetsuya Jube 採撰亭鐵屋十兵衛. In 1830, Gyokugando 玉巖堂 in Edo extracted *the Biographies of Four Kings*, published it with *Pingding Sanni Shulüe* 平定三逆述略 by Zhao Yi 趙翼. In 1834, Saito Nanmei 齋藤南溟 added guiding marks (*kunten* 訓點) and comments to *the Ten Days of Yangzhou* and *A Record of Slaughter in Jiading* (*Jiading tucheng jilüe* 嘉定屠城紀略) and published Jishukan 自修館 edition. The authors of the preface and afterword of Jishukan edition were Sinology scholar living in Edo, Endo Kakushu 遠藤鶴洲 and other Kishu 紀州 feudal retainer emphasized the instructive role of *the Eight Jia Collection*. On the other hand, Koga Toan 古賀侗庵 emphasized the cruelty of the Qing army and pointed out that the history of Ming-Qing alternation period would be a cautionary tale for Japan. The formation, transmission and publication of *the Seven Jia Collection* and *the Eight Jia Collection* shed light on the history of the reception of Qing dynasty forbidden manuscripts, which has not fully concerned in the past.